

応援します！地域の産業 新規創業者支援家賃補助金

宮古市では、平成19年度から、創業者の初期負担軽減により新規創業を支援するため、「家賃補助金」の制度を設けました。

◇対象となる方◇

市内の空き工場等を賃借し、製造業またはソフトウェア業の事業を行おうとする起業家で、市内において継続性が期待される事業を行う人。

設立または開業してから1年以内の法人または個人を対象として、空き工場等の家賃の一部を補助します。

◇補助額◇

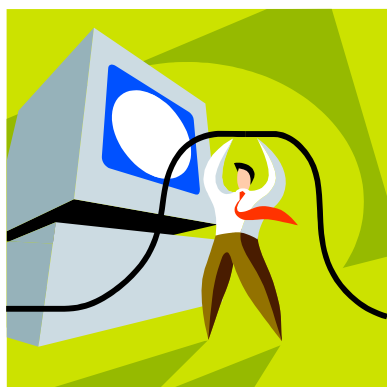
賃借する工場等の家賃 × (かける) 補助率

- * 工場等の月額賃借料は、12万円を上限とします。
- * 補助率は、1年目は月額賃借料の2/3、2年目は1/2、3年目は1/3
- * 補助期間は3年までです。

〔例えば・・・月額家賃12万円の工場等を賃借した場合〕

1年目は8万円、2年目は6万円、3年目は4万円が補助されます。

新規創業者は運転資金が不足することから、補助金は3ヶ月毎に支給します。



■問合せ・申込み先■

宮古市企業立地港湾課

TEL : (0193) 68-9089

FAX : (0193) 63-9120

ホームページ : <http://www.city.miyako.iwate.jp/>